大館市「消防団協力事業所」再認定決定

令和５年１０月１日、大館市の消防団活動に協力する「消防団協力事業所」として比内ふくし会が再認定されました。

協力事業所は、消防団活動に励みやすい環境づくりを目指し、大館市が２００９年（平成２１年）に制度を創設。従業員のうち３人以上が消防団員で、消防団活動へ配慮し、災害時の資機材提供等に協力していることが条件となっています。

現在、当法人には男女合わせて５名が消防団員として活躍しており、勤務時間中に火災や水害等各種災害が発生した場合には、出来る限り早めに出動し、協力できるよう支援しております。

今後も引き続き、地域の防災活動に貢献できるよう、消防団活動に協力してまいります。

再認定期間　　令和５年１０月１日から２年間

※初回認定日　　令和元年１０月１日